認定基準等チェック表　（第１表　相対値基準・小規模法人用）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 法人名 |  | 実績判定期間 | 年 月 日～ 年 月 日 | |
| 実績判定期間（注意事項参照）における下欄３の㋗欄の金額に占める㋞欄の金額の割合（㋟欄）が、５分の１以上であること | | | | ﾁｪｯｸ欄 |
|  |
| 小規模法人の判定  　　　実績判定期間の総収入金額　　　　　　　円  １  ×12 ＝ Ⓐ　　　　　　　　　円  　　　　　　　　　実績判定期間の月数　　　　　　月   |  |  |  | | --- | --- | --- | | Ⓐが800万円未満である | は　い | ２　へ | | いいえ | 小規模法人の例計算・・・適用不可 |     ２   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 実績判定期間において受け入れた寄附金の合計額が３千円以上の寄附者（役員、社員を除く。）の数が50人以上である | は　い | 小規模法人の特例計算・・・適用可３ へ | | いいえ | 小規模法人の特例計算・・・適用不可 |   ３ | | | | |
| 小規模法人の特例計算を適用する場合   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 総　収　入　金　額 | | ㋐ | 円 | | 控  除  金  額 | 国の補助金等の額（㋝欄に金額の記載がある場合は、記入不可） | ㋑ | 円 | | 委託の対価としての収入で国等から支払われるものの金額 | ㋒ | 円 | | 法律等の規定に基づく事業で、その対価を国又は地方公共団体が負担することとされている場合の負担金額 | ㋓ | 円 | | 資産の売却収入で臨時的ものの金額 | ㋔ | 円 | | 遺贈により受け入れた寄附金等のうち準限度超過額に相当する金額（付表１（相対値基準・小規模法人用）Ⓙ欄の「（　）」） | ㋕ | 円 | | 休眠預金等交付金関係助成金（付表１（相対値基準・小規模法人用）Ⓗ欄） | ㋖ | 円 | | **差引金額　（㋐－㋑－㋒－㋓－㋔―㋕―㋖）** | | **㋗** | **円** |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 受入寄附金総額（付表１（相対値基準・小規模法人用）Ⓐ欄） | | ㋘ | 円 | | 控除金額 | 一者当たり基準限度超過額の合計額（付表1（相対値基準・小規模法人用）Ⓙ欄） | ㋙ | 円 | | 休眠預金等交付金関係助成金（付表１（相対値基準・小規模法人用）Ⓗ欄） | ㋚ | 円 | | 差引金額（㋘－㋙－㋚） | | ㋛ | 円 | | 会費収入（㋛欄付表２（相対値基準）④欄のうちいずれか少ない金額） | | ㋜ | 円 | | 国の補助金等の金額（㋛欄の金額を限度とする。） | | ㋝ | 円 | | **合計金額　（㋛＋㋜＋㋝）** | | **㋞** | **円** |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | **基準となる割合　（㋞÷㋗）** | ･････････・・・・・・・・・・・・・・・ | **㋟** | **％** | | | | | |

（注意事項）

・　実績判定期間とは、申請書提出の直前に終了した事業年度の末日以前５年（認定を受けたことのない法人の場合は２年）内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から申請書提出の直前に終了した事業年度の末日までの期間です。

したがって、例えば、３月決算法人が29年６月に申請書を提出する場合、実績判定期間は24年４月１日から29年３月31日（認定を受けたことのない法人の場合は27年４月１日から29年３月31日）となります。

・　チェック欄には、この表の各欄の記載を終了し、基準を満たしていることを確認した場合に「○」を記載してください（第２表以下についても同様です。）。